

川越市の人口

人 口	105,811人
男 性	51,875人
女 性	53,936人
世 界	19,923人

12月1日現在



No. 54 発行所 埼玉県川越市役所 印刷所 六三四堂 K.K.

◎年末執務のお知らせ

商工係(配給事務担当)は例年のとおり
本年も年末29日、30日の2日間はつぎの
ように執務して皆さんの異動訂正を受け
つけます。

12月29日(木)午前9時より午後3時まで
12月30日(金)午前9時より午後3時まで

自作農維持創設資金につ
いては十一月号市政だより
を以て大要をお知らせいた
しましたが、なおこれら借
入れの方針等について次に
お知らせいたします。

記

◎貸付條件と貸付

対象農家の範囲

一、貸付金の種類貸付の
相手方

(1)自作地の取得資金

イ農業経営の安定を確保する
に要する農地等を取得
するに必要な資金

口貸付の相手方

その耕作又は養畜(以下
耕作等と言ふ)の事業に
供している農地等の面積
生産力等の条件及びその
家族労働力等経営能力を
考慮して農地等の面積を
増加しなければ経営の安
定を確保できないと認め
られる農業者で貸付をう
けることが適当である旨
の知事の認定をうけた者

(2)小作地の取得資金

イ小作地等を取得するに必
要な資金

口貸付の相手方

その耕作又は養畜(以下
耕作等と言ふ)の事業に
供している農地等の面積
生産力等の条件及びその
家族労働力等経営能力を
考慮して農地等の面積を
増加しなければ経営の安
定を確保できないと認め
られる農業者で貸付をう
けることが適当である旨
の知事の認定をうけた者

(3)小作地の取得資金

イ小作地等を取得するに必
要な資金

口貸付の相手方

その耕作又は養畜(以下
耕作等と言ふ)の事業に
供している農地等の面積
生産力等の条件及びその
家族労働力等経営能力を
考慮して農地等の面積を
増加しなければ経営の安
定を確保できないと認め
られる農業者で貸付をう
けることが適当である旨
の知事の認定をうけた者

(4)維持資金

イ疾病、負傷、災害、その他

口貸付の相手方

その耕作又は養畜(以下
耕作等と言ふ)の事業に
供している農地等の面積
生産力等の条件及びその
家族労働力等経営能力を
考慮して農地等の面積を
増加しなければ経営の安
定を確保できないと認め
られる農業者で貸付をう
けることが適當である旨
の知事の認定をうけた者

(5)小作地の取得資金

イ小作地等を取得するに必
要な資金

口貸付の相手方

その耕作又は養畜(以下
耕作等と言ふ)の事業に
供している農地等の面積
生産力等の条件及びその
家族労働力等経営能力を
考慮して農地等の面積を
増加しなければ経営の安
定を確保できないと認め
られる農業者で貸付をう
けることが適當である旨
の知事の認定をうけた者

工業調査

明春一月に実施

通商産業省では
例年実施される指
定統計調査である
工業調査を実施す
ることになります
た。この調査は十二
月三十一日現在で
県内の製造工業全
般にわたり経営組
合等で行なわれる

織、從業者数、給与額を
はじめ原材料、製造品目、
出荷額関係など広範囲にわ
たがつて相続農地等細
分化直接関係しない、
相続税納付、相続に伴う
相続家計支出等は貸付の
対象とならない。

イ農地等に係る相続分の譲
渡をうけるのに必要な資
金その他の遺産の分割によ
る農地等の細分化を防止
するのに必要な資金

口貸付の相手方

その耕作又は養畜(以下
耕作等と言ふ)の事業に
供している農地等の面積
生産力等の条件及びその
家族労働力等経営能力を
考慮して農地等の面積を
増加しなければ経営の安
定を確保できないと認め
られる農業者で貸付をう
けることが適當である旨
の知事の認定をうけた者

2. 農業以外の所得が総所得
の過半を占めるもの

な中庸経営規模の解説
は経営面積の平均と言う

考え方ではなく、世間一
般の過半を占めるもの

の発行する罹災証明書

書及び登記簿本を公庫
に提出する。)

(貸付をうけたときは
他の共同相続人の相
続分たる農地等を譲受け
るものとみなす。

本件について本県において
は左記基準によつて行いま
るに支払った金額の領収
書及び登記簿本を公庫

に提出する。)

六、維持資金の借入れに關
しては

本各一通あて及び評価格
の各筆調書

3. その他省令で定める負債
については

医師の診断書

右により農業委員会は、意
見書を添えて各関係機関に
送付し「貸用書類を送付し「貸
付適格者」となつた場合は

